

大阪府公安委員会告示第52号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき、遊技機の型式の検定について申請のあった次の遊技機は、令和2年4月28日付けで遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に規定する技術上の規格に適合していると認めたので、規則第9条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、検定の有効期間は、公示の日から3年間である。

令和2年5月1日

大阪府公安委員会

委員長 井上 誠

申請者（製造業者）の氏名又は名称及び住所	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	検定番号
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 隆寛 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号	Pカイジ沼4 S2A	9P1604
			P貞子3D2 S2B	0P0138
			P闘将覇伝D X-M	9P1836
			P遠山の金さん2 遠山桜と華の密偵J UD	0P0198
			Pリング 呪いの7日間2 FSA	0P0229
株式会社ボーダー 代表取締役 今井 一正 東京都千代田区内神田三丁目5番3号	回胴式遊技機	規則第6条第2号	SダンミツB B	0S0160